

重要事項説明書

(介護予防)訪問看護

1 当事業所の概要

【事業者（法人）の概要】

名称・法人種別	HTC株式会社・営利法人
代表者名	代表取締役 臼井 宏太郎
所在地・連絡先	(住所) 〒060-0002 札幌市中央区北2条西3丁目1番地12 (電話) 011-205-0357 (FAX) 011-205-0347

(1) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション我が家 手稲
所在地・連絡先	(住所) 〒006-0815 札幌市手稲区前田5条15丁目7番20号 (電話) 011-688-7818 (FAX) 011-688-7828
管理者名	松坂 淳子
サービス種類	(介護予防) 訪問看護
介護保険指定番号	0160490850 号
サービス提供地域	札幌市全域・石狩市

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日	午前9:00 ~ 午後5:00
定休日	祝日（振替休日を含む）及び土日年末年始（12月30日～1月3日） *但し、緊急時などの場合は除く

(3) 職員体制

	資格・従事するサービス内容等	常勤	非常勤	計
管理者	看護師資格・管理業務全般、外部との調整や会議参加、契約など	1名	名	1名
看護師	看護師資格・訪問看護業務全般（健康管理、日常生活の相談、家族対応など）	3名	名	3名
理学療法士	理学療法士資格・訪問看護業務（体調確認、リハビリ、生活指導など）	名	名	名

2 連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 松坂 淳子 ご利用時間 9:00～17:00 ご利用方法 電話（011-688-7818） 面接（当事業所相談室） 苦情箱（事務室に設置）
-------------	---

高齢者・障害者安心支援センター（あんしんセンター）	（住所） 札幌市中央区大通19丁目 札幌市社会福祉総合センター2階 ご利用時間 9：00～17：00（平日のみ） ご利用方法 電話（011-632-0550）
札幌市高齢保健福祉部介護保険課	（住所） 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階 ご利用時間 9：00～17：00（平日のみ） ご利用方法 電話（011-211-2547）
北海道国保連合会（介護サービス苦情相談専用ダイヤル）	（住所） 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 ご利用時間 9：00～17：00（平日のみ） ご利用方法 電話（011-231-5175）
地域包括支援センターの窓口	（住所） 札幌市手稲区曙5条2丁目8-1 ご利用時間 9：00～17：00（平日のみ） ご利用方法 電話（011-686-7000）

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定された利用者に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅において利用者がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

利用者の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、利用者個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

(3) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容（例） ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置

4 利用料金

(1) 利用料金

別紙 利用料金表を参照

(2) 医療、介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額利用者の負担になります。

複 写 物	1 枚につき	1 0 0 円
-------	--------	---------

(3) 交通費・その他費用

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

介護保険：通常地域は無料

交 通 費	通常地域から片道 5 km 未満	2 0 0 円
	通常地域から片道 5 km 以上	5 0 0 円

医療保険

交 通 費	事業所から片道 1 km 未満	無料
	事業所から片道 1 km 以上 10km 未満	2 0 0 円
	事業所から片道 10km 以上	5 0 0 円
	駐車料金負担がある場合	実費

(4) キャンセル料金

① ご利用予定時間の 1 時間前までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用予定時間の 1 時間前までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の 1 0 0 %

利用者のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(5) 利用料金などのお支払方法

① 1 ヶ月のサービス提供の利用料等を翌月 1 5 日までに請求しますので、末日までにお支払ください。

② お支払方法は口座振替（2 7 日銀行引き落とし）、コンビニ支払い（月末支払い）

をお願いします。ただし、振込手数料が発生する場合は、お客様の負担となります。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までにお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の 1 ヶ月までに通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

・利用者が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。

・利用者が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・利用者や家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、利用者は即座に契約を解約することができます。
- ・利用者またはその家族などが契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・利用者のサービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合
- ・契約者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

⑤ その他

- ・利用者が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、家族または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・利用者、他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

6 虐待の防止について

当該事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、以下の対策を講じます。

- ① 虐待防止責任者を選任しています。

虐待防止責任者

松坂 淳子

- ② 苦情解決のための体制を整備しています。

- ③ 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。

- ④ サービスの提供中に、養介護施設従事者又は養護者(家族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

7 緊急時の及び事故発生時の対応方法

- (1) 利用者に対するサービス提供により、事故が発生した場合には速やかに、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる
- (2) 当該事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録をする。
- (3) 利用者に対する訪問看護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- (4) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄:)
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	(続柄:)
	連絡先	

8 サービス利用に当たっての留意事項

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、健康保険法等に基づいて、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。